㈣　入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈤　入所定員が71人以上の場合	15単位
⑶　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が５人以上10人以下の場合	112単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
㈩　入所定員が91人以上の場合	12単位
⑷　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が50人以下の場合	22単位
㈡　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
㈢　入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈣　入所定員が71人以上の場合	15単位

２　入院・外泊時加算（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１　イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の１の注６に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の１の２の注８又は注９に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の１の２の２の注６に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この２において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　（略）

３・４　（略）

５　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　入院・外泊時加算（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１　イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の１の注１に規定する指定共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の１の２の注６に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この２において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　（略）

３・４　（略）

５　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。